

2021 年度理学療法士講習会 申請・実施マニュアル



目次

1. 公募要項

- (1) 助成金事業としての理学療法士講習会
- (2) 理学療法士講習会の種別
- (3) 申請にあたっての注意点

2. 申請から開催までのタイムテーブル

- (1) 申請書類作成
- (2) 申請書類提出
- (3) 決定通知
- (4) 広報
- (5) 開催準備
- (6) 開催
- (7) 会計処理・報告書提出
- (8) 助成金振込
- (9) マイページへの履修状況登録

3. 申請から開催までの詳細な流れ

- (1) 申請準備（士会）
- (2) 申請書類提出（士会）
- (3) 申請の承認結果案内（協会）
- (4) 広報
- (5) 申し込み受付・受講費徴収（士会）
- (6) 公文書、領収書、修了書発行（士会）
- (7) 助成金申請書提出（士会）
- (8) テキスト印刷（士会）
- (9) 講習会開催
- (10) 会計処理（士会）
- (11) 報告書類提出（士会）
- (12) マイページへの履修状況登録（協会）
- (13) 助成金支払（協会）

4. その他注意事項

5. Q&A 集

6. 問い合わせ先

7. 参考資料（倫理綱領）

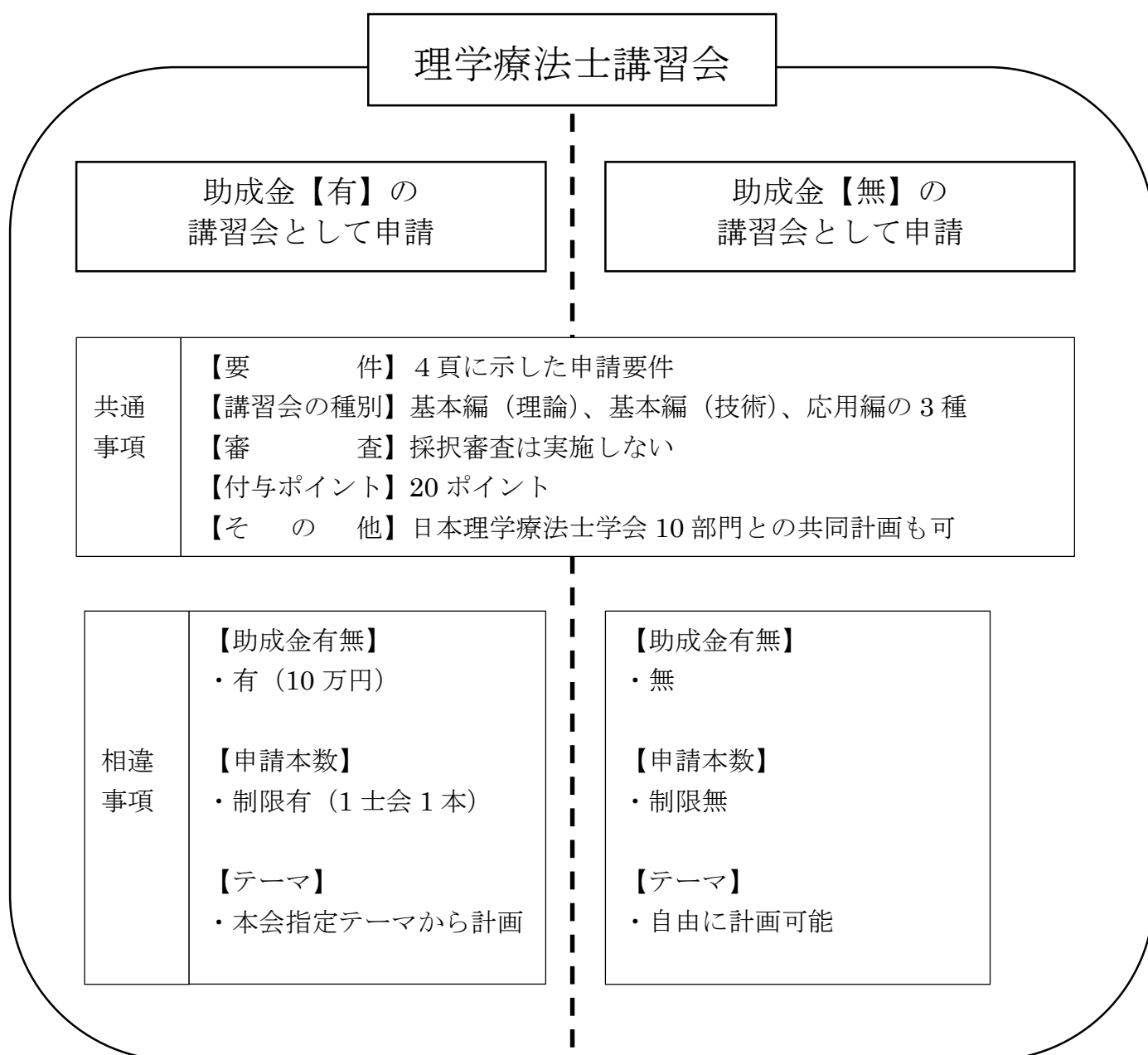
参考資料（新人教育プログラム単位・認定領域の決定方法

1. 公募要項

(1) 助成金事業としての理学療法士講習会

理学療法士講習会（以下、講習会）は、運営主体を都道府県理学療法士会（以下、士会）として運用しています。

本講習会は、本会からの助成金の有無により 2 種類の講習会に分かれています。昨年度から申請要件が変更されていますので、内容を十分に確認し、ご申請ください。



(2) 理学療法士講習会の種別

①基本編（理論）

- ・ 1～5年目程度を対象とし、理学療法士として必要な基本的知識を習得するための講習会であること。
 - ・ 実技（演習）の割合が全体のおよそ25%以内であること。
 - ・ 新人教育プログラムの認定単位は、講師の所持する認定または専門理学療法士の領域に合ったものであること。
- ※新人教育プログラム（C1～C5のうちいずれか1つ）、認定・専門理学療法士制度の履修ポイント20ポイントを付与する。

②基本編（技術）

- ・ 1～5年目程度を対象とし、理学療法の基本的治療理論を理解するとともに、基本的治療手技を再学習し、自己治療手技を高め臨床適応に活かすことを目的とする講習会であること。
 - ・ 実技（演習）の割合が全体のおよそ75%以上であること。
 - ・ 新人教育プログラムの認定単位は、講師の所持する認定または専門理学療法士の領域に合ったものであること。
- ※新人教育プログラム（C1～C5のうちいずれか1つ）、認定・専門理学療法士制度の履修ポイント20ポイントを付与する。

③応用編

- ・ 原則として新プロ修了後の会員（概ね4年目以降）を対象とし、理学療法士として応用的な知識と技術を習得するための講習会であること。
- ※認定・専門理学療法士制度の履修ポイント20ポイントを付与する。

(3) 申請にあたっての注意点

1) 申請要件

1. 士会が運営主体となり、準備、運営、会計処理、実施報告など適切に行うこと。
2. 講習会企画が、本会の掲げる倫理綱領に抵触しないもの。
3. 認定23領域のいずれかに該当するテーマ・内容が望ましく、会員の知識・技術向上に貢献できるもの。
4. 国民の健康に寄与し、理学療法の発展・向上に寄与しうるもの。
5. 開催期間は1日～4日間で、最低4コマ（1コマ90分）以上、最大8コマを目処としてあること。
※複数日の場合、必ずしも連続した日程である必要はないが、全日程への出席のみポイント付与対象4
6. 必ずオンライン形式（対面・リモート併用可）を導入して開催すること。

講師 \ 受講者	対面	対面・リモート併用	リモート
対面	開催不可	開催可	開催可
対面・リモート併用	開催可	開催可	開催可
リモート	開催可	開催可	開催可

7. 講師は、当該領域の認定または専門理学療法士取得者が1名以上いること。
※資格失効が生じるため、最新版の取得者リストにて取得有無や取得分野・領域を必ず確認すること
8. 理学療法士の講師は、本会会員かつ新人教育プログラム修了者であること。
※休会や会費未納等による会員権利停止者は除く
9. 他職種の講師は、必要最低限とすること。
10. 会員および非会員の受講費および講師謝金等は、士会規程に沿って設定すること。
ただし、対面とリモートを併用開催する場合、両者の受講費は同一とすること。
11. 受講費は会員・非会員で設定し、非会員が会員より安価にならないように設定し、基本編の会員受講費は一日3,000円を目安とする。
12. 収支差額に留意し、適切な企画および運営を行うこと。
13. 日本理学療法学会研修大会（2021年5月29～30日）、定時総会（2021年6月5～6日）と重ならない日程で開催すること。
14. 新生涯学習制度への円滑な移行のため、2021年12月末日までに開催すること。

2) 助成金【有】の講習会として申請する場合

【概要】

- ・ 下記に示す本会指定テーマに沿った講習会に、1士会1申請で助成金（10万円）を助成します。
- ・ 2本以上の申請をされた場合、1申請のみにして再度ご提出いただきます
- ・ 採択審査は行いませんので、申請内容が要件に該当していれば、助成金対象外にはなりません
- ・ 申請内容を本会で確認し、不備等がある場合、再提出・修正をお願いする場合があります
- ・ 講習会開催後、10万円を「士会指定口座」に振込みます。

項目	2020年度	2021年度
テ ー マ 【変更有！】	①予防・健康増進に資するもの ②地域保健に関するもの ③職場管理・教育に関するもの ④医療倫理・安全に関するもの	①予防・健康増進に資するもの ②地域保健に関するもの ③職場管理・教育に関するもの ④医療倫理・安全に関するもの ⑤新型コロナウイルス感染症と理学療法に関するもの
助 成 金 額	100,000 円	
申請本数制限	制限有（各士会：1本）	
審 査 有 無	無 ※申請内容に関する確認のみ行います	

【指定テーマ】※2020年度から変更有！

① 予防・健康増進に資するもの

例：産業保健、学校保健、職場の腰痛対策、フレイル・サルコペニア、高齢者の運転、住民主体型介護予防

② 地域保健に関するもの

例：急性期病棟、慢性期（生活期）、母子保健、高齢者・障害者就労障害者総合支援法におけるサービス、災害支援

③ 職場管理・教育に関するもの

例：ハラスメント、精神衛生管理、労務管理、人材育成

④ 医療倫理・安全に関するもの

例：生命倫理、臨床倫理、医療安全、喀痰吸引

⑤ 新型コロナウイルス感染症と理学療法に関するもの

例：感染予防の基礎と応用、感染管理下での理学療法の実際

3) 助成金【無】の講習会として申請する場合

【概要】

- ・ 申請本数の上限はありません。
- ・ 前項2)の助成金【有】に該当する講習会のように、指定テーマはありませんので、士会で柔軟にテーマ設定を行ってください。
- ・ 2019 年度まで協会事業として行っていた日本理学療法士学会 10 部門の研修会事業は、2020 年度以降、理学療法士講習会事業へ統合しています。士会におかれましては、部門から打診がありましたら、ご検討いただき、理学療法士講習会として申請される場合は、部門と共同してご計画ください。

なお、ご計画される際の講師謝金、交通費などの経理基準に関しては、各士会の規程に準じて行ってください。指定テーマに沿った内容であれば、部門との共同計画として、助成金【有】の講習会で申請いただいてもかまいません。部門へは打診の際の窓口を士会事務局としていただくよう依頼しています。

項目	2021 年度
テ ー マ	指定テーマなし（士会で自由設定）
助 成 金 額	0 円
申請本数制限	制限無
審 査 有 無	無 ※申請内容に関する確認のみ行います

※2020 年度から変更なし

2. 申請から開催までのタイムテーブル（共通）

(1) 申請書類作成（〆切：2020年11月15日（日）まで）

士会：『理学療法士講習会申請書』を作成

(2) 申請書類提出

士会：作成した『理学療法士講習会申請書』を協会に提出（メール）

※2021年度用の申請書でご提出ください。昨年度以前の申請書では受理できません。

※申請書内、必須項目（開催形式、開催月、企画内容、予定コマ数、講師、受講者数、希望認定領域、予算）は必ずご記入ください

※空欄がある場合には受理できません

※申請書（Excel）の加工（シートのコピー等）は絶対に行わないでください。

加工されて提出された場合は受理できません。

※講師情報（認定・専門理学療法士取得有無や分野・領域、会員番号等）に誤りが多くみられます。予め講師情報を十分にご確認ください。

資格失効が生じますので必ず最新版の取得者リストをご確認の上、ご申請ください。

※必須項目についての調整にお困りの場合は、事前にご相談ください。

【提出先】

公益社団法人日本理学療法士協会 生涯学習課 理学療法士講習会担当者 宛

E-mail : kenshukai(a)japanpt.or.jp

※(a)を@へ変更してください（郵送は不要です）。

※必ず受領メールをお送りしますので、1週間以上経過しても受領メールが届かない場合はお問合せください。

【申請受付期間】

2020年10月1日（木）～2020年11月15日（日）

※提出期間前および期限を過ぎた申請については、受理できませんのでご注意ください

(3) 決定通知（2021年1月上旬頃まで）

協会：士会担当者にメールで通知

※2020年度開催分以降、審査を実施しないため審査結果ではなく、申請内容に不備がなく要件を満たしていることを確認し、「理学療法士講習会」として認める旨の決定通知を発出します。

(4) 広報

協会：JPTA NEWS 4月号への掲載準備

士会：会員管理システムへのセミナー登録（兼協会 HP 掲載）、士会 HP・会報誌などでの告知

(5) 開催準備

士会：会場調整、申込受付、受講費徴収、公文書・領収書・修了書発行、資料印刷、弁当手配など

(6) 開催

士会：役割分担（受付・講師対応・誘導など）・進行・アンケート実施等について調整準備を行い、当日の運営が円滑に進むよう行ってください。アンケート実施の有無については、士会にてご検討いただき、必要であれば実施ください。

(7) 会計処理・報告書提出（開催後1か月以内にメールで提出）

士会：士会経理規定に従って会計処理・源泉処理を行い、報告書類を作成し、下記提出先にメールで提出してください。

【提出先】

公益社団法人日本理学療法士協会 生涯学習課 理学療法士講習会担当者 宛

E-mail : kenshukai(a)japanpt.or.jp

※(a)を@へ変更してください（郵送は不要です）。

(8) 助成金振込<※助成金事業のみ>

協会：講習会開催後に、指定の士会口座に助成金（10万円）をお振込みします。

(9) マイページへの履修状況登録

協会：提出名簿受領後、1～2か月後を目途に、参加ポイント（または新プロ単位）、講師ポイントを登録します。

3. 申請から開催までの詳細な流れ（共通）

（1）申請準備（士会）

- ・ 3ページに示した要件を遵守して準備してください。
- ・ 「研修会事業開催における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」最新版を遵守してください。
- ・ 講習会の内容、予算案などをもとに要件に則して計画を立ててください。該当する新プロテーマを選択してください（基本編のみ）。
- ・ 生涯学習ポイントは、「参考資料（新人教育プログラム単位・認定領域の決定方法）」を確認の上、講師の取得分野・領域に応じて、ポイントを付与する分野・領域を選択してください（1～5領域程度）。
- ・ 受講者数は内容、会場などを考慮し、適切な人数での運用をお願いします。
- ・ 受講費は、総支出と参加収入の収支バランスを判断して設定してください。
- ・ 新プロ未修了・会員権利停止中・休会中の会員、非会員の理学療法士は講師を務めることはできません。
- ・ 講師選定に当たり、開催士会所属以外の認定理学療法士・専門理学療法士取得状況を確認したい場合は、士会事務局にて閲覧可能なOffice365共有サイトより、最新のリストをご確認ください。

（2）申請書類提出（士会）

- ・ 複数の講習会の申請をする場合、同一の電子メールで送信いただくと受理の確認ミスの原因となりますので、1研修会の申請書につき、1メールで、個別に送信してください。
※必ず受領メールをお送りしますので、1週間以上経過しても受領メールが届かない場合はお問合せください。

【提出先】

公益社団法人日本理学療法士協会 生涯学習課 理学療法士講習会担当者 宛

E-mail : kenshukai(a)japanpt.or.jp

※(a)を@へ変更してください

（3）申請の承認結果案内（協会）

- ・ 申請内容の確認を行い、申請書の加修正をお願いする場合があります。
- ・ 2020年度から審査は実施しておりません。申請内容に不備がなく要件を満たしていることを確認し、「理学療法士講習会」として認める旨の決定通知を、士会担当者宛に電子メールで1月上旬ごろに発出します。

（4）広報

◆会員向け広報物発送（協会）

- ・ 2021年4月のJPTA NEWSに別冊として封入する研修会・講習会一覧に掲載します

◆会員管理システムへのセミナー登録・協会 HP 掲載（士会）

- ・ 会員管理システムへのセミナー情報登録をお願いします。
- ・ 士会権限で「士会管理サイト」にログインできるパソコンで、理学療法士講習会以外の士会主催講習会のセミナー登録と同じ流れでご登録ください。
- ・ セミナー番号が付与され、協会 HP に講習会情報が掲載されます。
- ・ 協会 HP に掲載を希望されない場合でも、後日ポイント登録をする際にはセミナー登録がされていることが必要です。
- ・ 現時点で公開を希望しない場合は、「WEB 公開」の欄を「しない」に設定して登録ください。システム内にのみ講習会情報が保管され、一般に公開はされません。
(後日「WEB 公開」の欄を「する」に変更して公開することもできます。)

◆士会 HP、士会会報誌などへの掲載（士会）

- ・ 広報の際は、理学療法士講習会であることがわかるよう、「理学療法士講習会（〇〇編）」と講習会名に含めてください。
例) 〇〇士会主催 理学療法士講習会（応用編）テーマ「××について」

時間割（例）

「テーマ 健康増進と予防の理学療法の基本」

9 : 30 ~	受付 (WEB へのログイン) 開始
10 : 00 ~ 11 : 30	保健・予防領域の理学療法 (疫学と日本の現状)
11 : 40 ~ 12 : 30	昼 休 憩
12 : 30 ~ 14 : 00	児童に対する予防理学療法の具体例
14 : 10 ~ 15 : 40	成人に対する予防理学療法の具体例
15 : 50 ~ 17 : 20	高齢者に対する予防理学療法の具体例
17 : 20 ~ 17 : 30	総括・事務連絡

(5) 申し込み受付・受講費徴収（士会）

- ・ 会員管理システム（マイページ）利用、メール、専用フォームなどの方法で申し込み受付を行ってください。
※士会で受講費徴収を行ってください。

<Web システム（マイページ）申込 の場合>

- ・ 都道府県士会権限で会員管理サイトにログインし、申し込み状況、申し込み者連絡先などを確認いただけます。
- ・ Web システム（マイページ）申込の場合、申込者が年会費・その他未納等があると申込みが制限される場合があるので、未納分をお支払い頂いた上で申込みをされるようご案内ください。

- ・ 入会手続中などでマイページに入れない方については、メールや FAX で受付をお願いします
(協会報告時必要事項…会員番号、生年月日、カナ氏名。入会手続中の方は、生年月日、カナ氏名のみで結構です。)

<事前申込費の決済代行機能について>

- ・ 2016 年度より都道府県理学療法士会の研修会においても、利用料金をご負担いただくことによって、包括的会員管理システム (マイページ) を利用した事前申込費の決済代行機能がご利用いただけるようになりました。

※利用申請書のご提出が必要です。

(一度提出済みの士会は、再提出不要です。今後継続して機能を使用いただけます。)

※申込受付開始前に、会員管理システムにて決済代行機能使用の設定が必要です。

(会員管理システム>研修会・学術大会>研修会情報メンテナンス メニュー)

注) 申込受付開始後に、決済代行機能の設定を変更すると、機能を正常に利用できない場合がありますのでご注意ください。

<例>A 研修会の決済代行を「無」に設定

↓

A 会員が A 研修会のマイページから申し込み

↓

A 研修会の決済代行を「有」に設定

上記<例>の場合、正常に機能を使用することができません。

【事前申込の決済代行機能に関するお問い合わせ窓口】

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 経理課

E-mail : [billing-chg \(a\)japanpt.or.jp](mailto:billing-chg(a)japanpt.or.jp)

※(a)を@へ変更してください。

(6) 公文書、領収書、修了書発行 (士会)

- ・ 講師公文書、受講者公文書、領収書、修了書の発行 (主催する士会名で作成ください)
※様式は士会のものでも結構ですが、協会 HP 掲載フォーマットもご活用ください。
※決済代行機能をご利用された場合でも、協会マイページから領収書は会員自身で出力できません。
必ず士会で発行対応を行ってください。

◆修了証について

- ・ 主催都道府県士会名で作成し、当日配布などをご対応ください。
- ・ マイページでの履修履歴管理移行に伴い、全員への修了書発行は必須ではございません。
- ・ 協会からは修了書・参加証明書の発行はいたしませんので、ご注意ください。

◆受講者公文書について

- ・ 受講者公文書の発行は士会にて行い、士会HP等に掲載して受講者にダウンロードしていただく等のご対応をお願いします。

※協会マイページの「会員専用コンテンツ」出張許可願のページに掲載も可能です。

ご希望の場合、「kenshukai(a)japanpt.or.jp」までデータをお送りください。

*(a)を@へ変更してください。

(7) 助成金申請書提出（士会）＜※助成金事業のみ＞

- ・ 士会名が名義に入っている口座で開催日までに申請をお願いします。
- ・ 開催後に助成金をお振込みいたします。

(8) テキスト印刷（士会）

- ・ テキスト印刷は、士会で手配ください。

(9) 講習会開催

◆運営について（士会）

- ・ 士会にて当日のお弁当手配・役割分担（受付・講師対応・誘導など）・進行等について調整準備を行い、当日の運営が円滑に進むよう行ってください。

◆受講者受付について（士会）

- ・ 士会パソコンにて入退室管理システムを使用、または紙名簿にて受付を行ってください。
- ・ 受講者データは必ずバックアップをとるようにお願いします。
(開催後6か月間バックアップの保管をお願いします)
- ※士会にてパソコン台数に限りがある場合、協会にご相談ください。

◆アンケートについて（士会）

- ・ アンケート実施の有無含め、士会にてご検討及び実施ください。

(10) 会計処理（士会）

- ・ 講習会終了後は講師、スタッフ、その他の支払関係の処理を行ってください。
- ・ 講師およびスタッフの謝金・報酬については、士会経理規定に従い会計処理を行ってください。
- ・ 赤字決済となった場合、協会からの補填はありませんので収入と支出のバランスを考え、適切な運営を行っていただきますようお願いいたします。
- ・ 謝金の源泉処理は、士会で行ってください。
- ・ 協会への会計報告は、協会書式か士会書式どちらでも結構です。
※必要記載事項…開催日、講習会名、収入と支出の内訳
- ・ 協会への領収書のご提出は必要ありません。

(11) 報告書類提出（士会）

- ・ 下記1と2をデータでお送りください。
- ・ 必ず、主催士会の経理担当者の確認を得た上でご提出ください。

<開催2週間後まで>

1. 『受講者名簿』、『講師およびスタッフ名簿』 ※講義データはご提出不要

<開催1か月後まで>

2. 会計報告

【提出先】

公益社団法人日本理学療法士協会 生涯学習課 理学療法士講習会担当者 宛

E-mail : kenshukai(a)japanpt.or.jp

※(a)を@へ変更してください（郵送は不要です）

(12) マイページへの履修状況登録（協会）

- ・ ご提出された名簿をもとに、開催後1～2か月を目途にマイページに履修状況登録を行います。

(13) 助成金支払（協会）<※助成金事業のみ>

- ・ 講習会開催後に、指定の口座に助成金を振込みます。

4. その他注意事項

◆キャンセルについて

- ・ キャンセル・返金を認めるかどうかは、士会のご判断にお任せします。

参考) 協会主催研修会で、返金を認める場合

1. 天災や悪天候、交通機関の事故による交通遮断
2. 参加者（申請者）自身の怪我や病気
3. 参加者（申請者）の近親者の不慮の事故や病気、慶事弔事

◆受講要件について

- ・ 原則として研修会の全ての講義に出席する事が必須です。

本会主催研修会においては、遅刻・早退等によるポイント付与は認めていません（例：悪天候や事故での電車遅延など。その他イレギュラーな事情については開催担当者の判断にお任せします）。

◆講習会の開催中止基準について

- ・ 開催前日の平日昼の 12 時時点で、開催地に各種「警報」が発令されている場合
- ・ その他、天災などにより危機管理の観点から開催しないほうがよいと判断される場合、開催を中止とする場合は協会に開催前日の平日昼の 14:00 までにご連絡ください。
- ・ 以下の手順で、会員へお知らせをお願いします。

士会：講師に中止の連絡をする

士会：参加申込会員へメールで連絡をする

協会：協会ホームページの「研修会講習会開催のお知らせ」のページに掲載する

士会：参加申込会員へ受講費を返金する

5. Q&A

1. 申請、運営・実施方法等について

- Q. 士会主催研修会との違いや、メリットは何でしょうか？
- A. JPTA NEWS、協会 HP での広報が可能、履修ポイントが 20 ポイントとなるなどのメリットがあります。
- Q. 申請本数の制限はありますか？
- A. 助成金【有】の場合は、各士会 1 本を上限とします。
助成金【無】の場合は、特に制限はありません。
- Q. 部門と共同で計画する場合、助成金の有無を問わず、どちらの講習会に申請してもよいのですか？
- A. どちらで申請されても構いません。
- Q. 最低 4 コマ（1 コマ 90 分）というルールはオンライン形式でも継続されますか？
長時間のリモート講義による講師と受講者の負担が大きくなることを危惧しています。
- A. 継続されます。最低 4 コマ（1 コマ 90 分）は必須要件です。ただし、2021 年度から開催期間を 1～4 日間としていますので、複数日に開催を分け、1 日あたりの開催コマ数を減らすことも可能です。
- Q. 複数日で開催する場合、連続した日程でなくてもよいのですか？
- A. 連続した日程でなくとも開催可能です。状況に応じてご計画ください。
- Q. 講義をリモート、実技を対面で行いたいのですが、対面・リモート併用として認められますか？
- A. 認められません。講義・実技関係なく対面・リモート併用もしくはリモートのみとなります。
- Q. 企画を承認するか士会で判断する場合の、基準が難しいです。
- A. 「理学療法士講習会 申請・実施マニュアル」の 2～3 頁の要項を参考にご判断ください。
- Q. 公文書や領収書の発行についてはどうすればよいですか？
- A. 士会名で発行をお願いします。領収書についても決済代行を利用しているどうか問わず、すべて士会で発行してください。
- Q. 結果通知後に申請内容が変更になりました。報告は必要でしょうか？
- A. 「開催コマ数」「開催日」「会員講師」の変更、または何らかの理由で「開催中止」となる場合、必ずご連絡ください。会員講師を変更する場合、ポイント付与領域に影響が生じる可能性がありますので、予めご相談ください。

2. テーマや質の担保等について

- Q. テーマについては士会で設定して良いでしょうか？
- A. 士会で柔軟にご設定いただいて結構です。本会が特に募集したいテーマは公募要項にて提示します。

3. 受講費設定・講師選定等について

Q. 士会研修会では参加費は士会員と他士会員で差をつけているが、差は付けずに開催したほうがよいですか？

A. 本会会員については、統一金額でお願いします。

非会員の受講も受け付ける場合、会員価格は非会員価格より安くなるよう設定をお願いします。

Q. 講師選定は、認定理学療法士・専門理学療法士のみですか？

A. 講師選定は、認定専門有資格者を中心として企画してください。

2021年度より会員であっても新人教育プログラム未修了者は講師を務めることができません。

(会員講師については、最低1名は認定専門有資格者を含めてください)

(非会員講師については、企画内容を鑑みて必要最低限でご設定ください)

4. 助成金・会計処理について

Q. 謝金支払、源泉処理についてはどうしたらよいですか？

A. 各士会の規程に基づいて、士会で処理をお願いいたします。

Q. 事前に助成金をいただけませんか？

A. 手続き上、開催後のお振込みとなります。

Q. キャンセルの対応はどうすればよいですか？

A. 返金の可否は士会でご判断ください。講習会により、対応に差の無いようご注意ください。

返金を認める場合は、士会で都合の良い方法で返金処理ください。

Q. 助成金なしで開催する場合でも、事後の会計報告は不要ですか？

A. 今後の参考のため、ご提出をお願いします。

6. 問い合わせ先

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 生涯学習課 理学療法士講習会担当 宛

Email : kenshukai(a)japanpt.or.jp

※(a)を@へ変更してください。

※講習会に関するお問い合わせは、士会担当者にご連絡させていただきます。

士会からのお問い合わせは、個別の講習会運営担当者ではなく、

できる限り士会事務局もしくは士会の理学療法士講習会統括者に窓口を統一してください。

※お電話ではなくメールでのお問い合わせにご協力ください。

7. 参考資料（倫理綱領）

倫理綱領

公益社団法人 日本理学療法士協会

序 文

公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）は、理学療法士の社会的な信頼の確立と、職能団体としての本会が公益に資することを目的として、「倫理綱領」を定める。

本会ならびに理学療法士が、高い倫理感を基盤として相互の役割を果たす中で、理学療法の発展と国際社会への貢献のために、より良い社会づくりに貢献することを願うものである。

- 一、 理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。
- 一、 理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別などにかかわらず、全ての人に平等に接する。
- 一、 理学療法士は、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす。
- 一、 理学療法士は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。
- 一、 理学療法士は、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、関係職種とも連携して質の高い理学療法を提供する。
- 一、 理学療法士は、後進の育成、理学療法の発展ならびに普及・啓発に寄与する。
- 一、 理学療法士は、不当な要求・收受は行わない。
- 一、 理学療法士は、国際社会の保健・医療・福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。
- 一、 理学療法士は、国の動向や国際情勢を鑑み、関係機関とも連携して理学療法の適用に努める。

平成 30 年 3 月 4 日制定

令和元年 7 月 7 日改訂

7. 参考資料（新人教育プログラム単位・認定領域の決定方法）

新人教育プログラムの認定単位の決定方法

新人教育プログラムの認定単位は、講師の所持する認定または専門理学療法士の領域に合ったものを設定ください。対応する領域の認定・専門理学療法士取得者がいない場合は、講義内容から近いものを設定ください。

新人教育プログラム単位と認定領域・専門分野の対応表

新人教育プログラム	対応する認定理学療法士領域・専門理学療法士分野
C-1 神経系疾患の理学療法	認定理学療法士（脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害） 専門理学療法士（神経）
C-2 運動器疾患の理学療法	認定理学療法士（運動器、切断、スポーツ、徒手） 専門理学療法士（運動器）
C-3 内部障害の理学療法	認定理学療法士（循環、呼吸、代謝） 専門理学療法士（内部障害）
C-4 高齢者の理学療法	認定理学療法士（地域、健康増進・参加、介護予防、補装具） 専門理学療法士（生活環境支援）
C-5 地域リハビリテーション （生活環境支援含む）	認定理学療法士（地域、健康増進・参加、介護予防、補装具） 専門理学療法士（生活環境支援）

※新人教育プログラムの単位付与は、基本編[理論・技術]のみ（応用編には設定不可）です。

認定領域の決定方法

- 講師の認定理学療法士もしくは専門理学療法士の取得領域の中から1つ選択する（研修会主催者は、決定する領域別の「定義」を十分理解した上で、最もその研修内容に近い認定領域を1つ選択する）
注：講師が専門理学療法士の資格を有する場合、研修会主催者はそのサブ領域の全ての領域から認定領域を1つ選択することができる。
- 研修内容が同一分野の複数領域にまたがる場合（例：内部障害理学療法専門分野の代謝領域と循環領域）、講師の認定理学療法士もしくは専門理学療法士の取得領域の中から複数領域を選択することができる。
- 研修内容が別分野の複数領域にまたがる場合、（例：生活環境支援理学療法専門分野の補装具領域と運動器理学療法専門分野の切断領域）、講師の認定理学療法士もしくは専門理学療法士の取得領域の中から複数領域を選択することができる。

専門理学療法士（7分野）、認定理学療法士（23領域）と定義

専門理学療法士（7分野）	認定理学療法士（23領域）	定義
1. 基礎理学療法 専門理学療法士 （基礎理学療法）	1) ひとを対象とした基礎領域	ひとを対象とした基礎理学療法の知識と技能を修得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 動物・培養細胞を対象とした基礎領域	実験動物や培養細胞に関する基礎理学療法の知識と技術を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
2. 神経理学療法 専門理学療法士 （神経理学療法）	1) 脳卒中	脳卒中・頭部外傷に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 神経筋障害	神経筋疾患に代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 脊髄障害	脊髄損傷などに代表される神経障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 発達障害	心身の発達障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
3. 運動器理学療法 専門理学療法士 （運動器理学療法）	1) 運動器	骨関節疾患などに代表される運動器障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 切断	壊死、腫瘍、外傷疾患などに代表される四肢切断の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

	3) スポーツ理学療法	スポーツに関連した外傷・障害に代表される理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	4) 徒手理学療法	徒手理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
4. 内部障害理学療法 専門理学療法士 (内部障害理学療法)	1) 循環	心大血管疾患、心循環機能低下などに代表される循環障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 呼吸	呼吸器疾患、呼吸機能低下などに代表される呼吸障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 代謝	糖尿病、肥満症、脂質異常症などに代表される代謝障害の理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
5. 生活環境支援理学療法 専門理学療法士 (生活環境支援理学療法)	1) 地域理学療法	地域・在宅における理学療法に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 健康増進・参加	健康増進・参加に関する理学療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 介護予防	介護予防ならびに障害予防に関する理学療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる

	4) 補装具	義肢・装具や福祉機器・用具に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
6. 物理療法 専門理学療法士 (物理療法)	1) 物理療法	光線、電気などの物理的な刺激を生体に適用するための知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 褥瘡・創傷ケア	創傷ケアなどに関する物理療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 疼痛管理	疼痛に関する物理療法の知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
7. 教育管理理学療法 専門理学療法士 (教育管理理学療法)	1) 臨床教育	臨床教育（卒前および卒後）に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	2) 管理・運営	職場の労務管理・運営および衛生管理・運営に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、安全で適切に実践することができる
	3) 学校教育	理学療法士養成教育に関する知識と技能を習得し、一定の経験を有し、適切に実践することができる